

一般社団法人北海道身体障害者福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、身体障害者福祉の指向する基本理念の具現に努めるとともに、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者の福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- (2) 身体障害者の福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- (3) 身体障害者の福祉を目的とする事業に関する連絡調整及び助成
- (4) 身体障害者の福祉を目的とする事業に関する情報の収集
- (5) 身体障害者の社会参加の促進
- (6) 身体障害者の援護の拡充及び推進
- (7) 身体障害者の地域活動の推進
- (8) 身体障害者の健康増進
- (9) 身体障害者の更生相談
- (10) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 北海道内の市の区域若しくは総合振興局若しくは振興局の所管区域において主として身体障害者が構成する団体又は北海道を区域とする主として特定の種類の身体障害者が構成する団体であって、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体又は個人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者であって、総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする団体又は個人は、理事会において別

に定める入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 前3条の規定により会員がその資格を喪失した場合において、既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び監事に対する報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開

催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、正会員の議決権を行使する者として出席した正会員の構成員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第19条 正会員は、総会において、法令で定めるところにより、代理人又は書面によって、議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、正会員の構成員でなければならない。

3 第1項の代理人又は書面によって議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及びその議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 監事のうち、1名を代表監事とする。

5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の代表者の中から選任する。ただし、特に必要のあると認められる場合は、1名を限度として、正会員の代表者以外の者を理事に選任することができる。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

4 代表監事は、監事の互選による。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会の定めるところにより、会長の職務の執行を補佐する。

4 常務理事は、理事会の定めるところにより、会長の職務の執行を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 顧問及び参与

(設置等)

第34条 この法人に任意の機関として、顧問及び参与それぞれ若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人の業務及び運営について、会長の諮問に応える。

3 参与はこの法人の運営について、助言する。

4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

第7章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の承認を受けた書類を、当該承認後最初に招集する総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は

国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は赤坂勝とする。

附則

改正後のこの定款は、令和3年11月9日から施行する。